報告第13号

令和６年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和６年度決算に係る資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和７年９月５日

西海市長　瀬川　光之

１　資金不足比率　　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備　　考
水道事業会計	―	令第 17 条第１号の規定により事業の規模を算定
工業用水道事業会計	―	令第 17 条第１号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	―	令第 17 条第１号の規定により事業の規模を算定
交通船特別会計	―	令第 17 条第３号の規定により事業の規模を算定
工業団地整備事業特別会計	―	令第 17 条第４号の規定により事業の規模を算定

備考　資金の不足額がないため、資金不足比率がない。

２　監査委員の意見　　別紙のとおり

写

7 西海監第 23 号
令和７年８月 18 日

西海市長　　瀬川　光之　様

西海市監査委員　　平野　直幸
西海市監査委員　　杉山　誠治

西海市監査委員印

令和６年度資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定により審査に付された次の会計について資金不足比率の審査を行ったので、その意見を送付します。

記

１．令和６年度水道事業会計
２．令和６年度工業用水道事業会計
３．令和６年度下水道事業会計
４．令和６年度交通船特別会計
５．令和６年度工業団地整備事業特別会計

西海市役所 受付 -7.8.19 第300

令和６年度　資金不足比率審査意見書

１．審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に処理されているかどうかを主眼として実施した。

２．審査の結果

（１）総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称	資金不足比率	備　考
１．水道事業会計	－	
２．工業用水道事業会計	－	
３．下水道事業会計	－	
４．交通船特別会計	－	
５．工業団地整備事業特別会計	－	

（２）個別意見

資金不足額がないため、資金不足比率はない。

今後も資金不足額が生じることのないよう各会計の健全な運営に努められたい。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。